

# 千葉県報

定例  
令和6年3月26日

## 主要目次

- 南房総国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例の一部を改正する告示 一
- 水郷筑波国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例の一部を改正する告示 一
- 地方自治法に基づく指定管理者の指定 一
- 道路の供用開始(四件) 一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 二
- 都市計画都市高速鉄道の変更 二
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(二件) 三
- 企業局告示 三
- 地方公営企業法に基づく収納事務の委託 三
- 公告 三
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出 四
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(三件) 三
- 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについての同意を求めるための届出及び調査の縦覧 四
- 基本測量の実施 六
- 公共測量の実施(十件) 六
- 公共測量の終了 七
- 都市計画道路の関係図書の縦覧(二件) 八
- 都市計画都市高速鉄道の関係図書の縦覧 八
- 都市計画地区計画の関係図書の縦覧 八
- 一般競争入札(保留地の処分)の実施 八
- 特定調達公告 八
- 落札者等の公告(二件) 九

## 告示

南房総国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例の一部を改正する告示を次のように定める。  
令和六年三月二十六日

### 千葉県告示第九十三号

南房総国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例の一部を改正する告示

南房総国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例(平成十二年千葉県告示第三百三十三号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「第十一条第三十六項」を「第十一条第三十七項」に改める。

#### 附則

この告示は、公示の日から施行する。

水郷筑波国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例の一部を改正する告示を次のように定める。  
令和六年三月二十六日

### 千葉県告示第九十四号

水郷筑波国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例の一部を改正する告示

水郷筑波国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例(平成十二年千葉県告示第三百三十四号)の一部を次のように改正する。  
第一条中「第十一条第三十六項」を「第十一条第三十七項」に改める。

#### 附則

この告示は、公示の日から施行する。

### 千葉県告示第九十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、千葉県立房総のむらの指定管理者を次のとおり指定した。  
令和六年三月二十六日

名称及び代表者の氏名	所在地	千葉県知事
公益財団法人千葉県教育振興財団 理事長 植野英夫	四街道市鹿渡八〇九番地 の二	熊谷 俊人
		指定期間 令和六年四月一日から 令和十一年三月三十一日まで

### 千葉県告示第九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和六年三月二十七日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、令和六年三月二十六日から三週間、縦覧に供する。  
令和六年三月二十六日

路線名	一般国道四百九号	供用開始の区間	八街市八街字立合松西は一一番二二地先から字立合松東は四七番五一地先まで
-----	----------	---------	-------------------------------------

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和六年三月二十七日から次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、令和六年三月二十六日から三週間、縦覧に供する。  
令和六年三月二十六日

路線名	県道富里酒々井線	供用開始の区間	八街市八街字新道は三八番一地从り字立合松西は一一番一地从り
-----	----------	---------	-------------------------------

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和六年三月二十七日から次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、令和六年三月二十六日から三週間、縦覧に供する。  
令和六年三月二十六日

路線名	県道鎌ヶ谷本埜線	供用開始の区間	印西市安食ト杭字和田八〇三番二一地从り字和田田沼五三六番地先まで
-----	----------	---------	----------------------------------

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、令和六年三月二十七日午後二時から次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び印旛土木事務所において、令和六年三月二十六日から三週間、縦覧に供する。  
令和六年三月二十六日

路線名	県道鎌ヶ谷本埜線	供用開始の区間	印西市松虫字新田八六五番一地从り印旛郡栄町安食字十五町歩二、五六三番五地先まで
-----	----------	---------	---

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百二百号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。  
その関係図書は、千葉県県土整備部河川環境課及び千葉県土木事務所において縦覧に供する。  
令和六年三月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

大巖寺町一急傾斜地崩壊危険区域  
次に掲げる地番の土地に設置した標柱第一号から標柱第一八号までを順次結んだ線及び標柱第一八号と標柱第一号とを結んだ線により囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。  
標柱を設置した土地の地番

標柱番号	市町村名	大字名	地番
一	千葉市中央区	大巖寺町	一四八番
二	"	"	一四二番二
三	"	"	一四二番三
四	"	"	一四二番三
五	"	"	一四一番
六	"	"	一四〇番一
七	"	"	一四〇番一
八	"	"	一四〇番一
九	"	"	一三九番一
〇	"	"	一三九番一
一	"	"	一五四番地先の道路敷
二	"	"	一五四番地先の道路敷
三	"	"	一五四番地先の道路敷
四	"	"	一五四番地先の道路敷
五	"	"	一五四番地先の道路敷
六	"	"	一五四番地先の道路敷
七	"	"	一五四番地先の道路敷
八	"	"	一五四番地先の道路敷
九	"	"	一五四番地先の道路敷
一〇	"	"	一五四番地先の道路敷
一一	"	"	一五四番地先の道路敷
一二	"	"	一五四番地先の道路敷
一三	"	"	一五四番地先の道路敷
一四	"	"	一五四番地先の道路敷
一五	"	"	一五四番地先の道路敷
一六	"	"	一五四番地先の道路敷
一七	"	"	一五四番地先の道路敷
一八	"	"	一五四番地先の道路敷

千葉県告示第二百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、船橋都市計画都市高速鉄道を次のとおり変更した。

令和六年三月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 都市計画の種類及び名称

船橋都市計画都市高速鉄道第五号線

二 都市計画を定める土地の区域

船橋市東町及び米ヶ崎町の各一部の区域

千葉県告示第二百二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、柏都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称

柏市

二 都市計画事業の種類及び名称

柏都市計画下水道事業柏市第三号公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十八年三月二十三日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

千葉県告示第二百三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、印西都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和六年三月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 施行者の名称

白井市

二 都市計画事業の種類及び名称

印西都市計画下水道事業白井市第一号公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十三年八月二十三日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 変更なし

千葉県企業局告示第三号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三十三条の二の規定により、千葉県企業局の業務に係る料金の収納事務を次のとおり委託した。

令和六年三月二十六日

千葉県企業局長 吉野 美砂子

名称及び代表者の氏名

弁護士法人館野法律事務所

所 代表弁護士 館野完

所在地

東京都渋谷区渋谷二丁目一六番八号南雲ビル

委託期間

令和六年一月十六日から令和八年三月三十一日まで

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、令和六年三月二十六日から七月二十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年三月二十六日から七月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和六年三月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)クリエイト松戸馬橋店

松戸市馬橋字東条一、九〇七番一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

東風進

ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社クリエイトエス・ディー 代表取締役 瀧屋幸彦

松戸市馬橋二、五〇八番地

三

<p>一 届出の概要</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>3 神奈川県横浜市青葉区荏田西二丁目三番地二 大規模小売店舗の新設をする日 令和六年十一月六日</p> <p>4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 一、四二六平方メートル</p> <p>5 駐車場の収容台数 六五台</p> <p>6 駐輪場の収容台数 七六台</p> <p>7 荷さばき施設の面積 三一平方メートル</p> <p>8 廃棄物等の保管施設の容量 三二立方メートル</p> <p>9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前九時、閉店時刻は午後九時三十分</p> <p>10 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで</p> <p>11 駐車場の自動車の出入口の数 一か所</p> <p>12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p> <p>二 届出年月日 令和六年三月五日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和六年三月二十六日から七月二十六日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がある地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年三月二十六日から七月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年三月二十六日</p>
<p>一 届出の概要</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>	<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 成田パークショッピングセンターアネックス 成田市赤坂二丁目一番地一三ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ボンベルタ 代表取締役 立石真辞 成田市赤坂二丁目一番一〇号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ボンベルタ 代表取締役 鏡良太郎</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ボンベルタ 代表取締役 立石真辞</p> <p>5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ボンベルタ 代表取締役 鏡良太郎ほか 成田市赤坂二丁目一番一〇号ほか</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 イオンバイク株式会社 代表取締役 松尾和英 千葉市美浜区中瀬一丁目四番地</p> <p>7 変更年月日 (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 令和元年五月二十一日 (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 平成三十年九月二十七日及び同月二十八日</p> <p>二 届出年月日 令和六年二月二十七日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び成田市経済部商工課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出及び添付書類は、令和六年三月二十六日から七月二十六日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がある地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年三月二十六日から七月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年三月二十六日</p>

1	大規模小売店舗の名称及び所在地 成田パークショッピングセンター
2	成田市赤坂二丁目一番地一〇 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 一般財団法人千葉県まちづくり公社 代表理事 櫻井和明 千葉市中央区富士見二丁目三番一号
3	変更前の駐車場の位置及び収容台数 六九三台
4	変更後の駐車場の位置及び収容台数 二九六台
5	変更前の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前九時(年間六十日に限り午前八時)、閉店時刻は午後九時(年間六十日に限り午後十時)
6	変更後の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻は午前八時、閉店時刻は午後十時
7	変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分(年間六十日に限り午前七時三十分)から午後九時三十分(年間六十日に限り午後十時三十分)まで
8	変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時三十分から午後十時三十分まで
9	変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後五時三十分まで
10	変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前四時から午後十時まで
11	変更年月日
(一)	駐車場の位置及び収容台数 令和元年十月一日
(二)	開店時刻及び閉店時刻 令和六年三月一日
(三)	来客が駐車場を利用することができる時間帯 令和六年三月一日
(四)	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 令和六年三月一日
二	届出年月日 令和六年二月二十七日
三	縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び成田市経済部商工課
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出及び添付書類は、令和六年三月二十六日から七月二十六日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年三月二十六日から七月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和六年三月二十六日
千葉県知事 熊谷 俊人
一 届出の概要
1 大規模小売店舗の名称及び所在地 成田パークショッピングセンターアネックス 成田市赤坂二丁目一番地一三ほか
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ボンベルタ 代表取締役 立石真辞 成田市赤坂二丁目一番地一〇号
3 変更前の駐車場の位置及び収容台数 三五八台
4 変更後の駐車場の位置及び収容台数 一五三台
5 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分(年間六十日に限り午前七時三十分)から午後九時三十分(年間六十日に限り午後十時三十分)まで
6 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時三十分から午後十時三十分まで
7 変更年月日
(一) 駐車場の位置及び収容台数 令和元年十月一日
(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 令和六年三月一日
二 届出年月日 令和六年二月二十七日
三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び成田市経済部商工課

指定漁船を普通損害保険に付すべきことについての同意を求めるための届出及び調書の縦覧

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による指定漁船を普通損害保険に付すべきことについての同意を求めるための届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和六年三月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

船橋市湊町一丁目二四番六号 船橋市漁業協同組合

船橋市日の出一丁目九番一二号 吉種 勇

船橋市湊町一丁目一八番九号 柴田 敬一

加入区

船橋加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

船橋市漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和六年三月二十六日から四月九日まで

2 縦覧場所

船橋市漁業協同組合

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次の基本測量を実施する旨通知があった。

令和六年三月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 作業種類 基本測量(オルソ作成)

二 作業期間 令和五年十二月二十二日から令和六年三月三十一日まで

三 作業地域 成田市及び富里市並びに香取郡多古町並びに山武郡芝山町

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第

一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。  
令和六年三月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 市川市
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業期間 令和五年十二月一日から令和六年三月十三日まで
- 四 作業地域 市川市全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。  
令和六年三月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 館山市
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業期間 令和五年十一月十六日から令和六年三月二十六日まで
- 四 作業地域 館山市全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。  
令和六年三月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 木更津市
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業期間 令和五年十二月五日から令和六年三月二十九日まで
- 四 作業地域 木更津市全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。  
令和六年三月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 野田市
- 二 作業種類 公共測量(数値修正 レベル二千五百)
- 三 作業期間 令和五年十一月十三日から令和六年三月二十九日まで

<p>四 作業地域 野田市全域</p>	<p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>
<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年三月二十六日</p>	<p>一 測量計画機関 君津市 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影) 三 作業期間 令和五年十二月一日から令和六年二月二十九日まで 四 作業地域 君津市全域</p>
<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年三月二十六日</p>	<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年三月二十六日</p>
<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年三月二十六日</p>	<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年三月二十六日</p>
<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年三月二十六日</p>	<p>公共測量の終了 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は令和五年七月四日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年三月二十六日</p>
<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年三月二十六日</p>	<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年三月二十六日</p>
<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年三月二十六日</p>	<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年三月二十六日</p>
<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年三月二十六日</p>	<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。 令和六年三月二十六日</p>

丁目、平田及び村上

都市計画道路の関係図書の縦覧

令和六年三月二十六日千葉県の変更に係る千葉都市計画道路の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和六年三月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画道路の関係図書の縦覧

令和六年三月二十六日船橋市の変更に係る船橋都市計画道路の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和六年三月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画都市高速鉄道の関係図書の縦覧

令和六年千葉県告示第二百一十号(都市計画都市高速鉄道の変更に係る船橋都市計画都市高速鉄道の関係図書は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和六年三月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和六年三月二十六日野田市の決定に係る野田都市計画地区計画瀬戸儘ヶ崎地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和六年三月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一般競争入札(保留地の処分)の実施

千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に關する規則(平成九年千葉県規則第十号。以下「規則」という。)第三条の規定により、次のとおり一般競争入札に

より保留地を処分する。

令和六年三月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 処分する保留地

物件番号	所在	面積	最低売却価格
1	柏市(柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内一―一街区四画地)	二二七・八五㎡	五四、七〇五、〇〇〇円
2	柏市(柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内一八三―二街区一画地)	三四一・三二㎡	八九、〇八四、〇〇〇円
3	柏市(柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内一九二街区三画地)	八四四・一二㎡	二〇六、八〇九、〇〇〇円
4	柏市(柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地区画整理事業区域内二三〇街区五画地)	四六六・八六㎡	一〇九、二四五、〇〇〇円

二 入札に参加する者に必要な資格

- 規則第四条第一号から第三号までに該当しない者であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二十条第六号に規定する暴力団員に該当しない者であること。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。
- 全ての都道府県税並びに法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

三 契約条項及び分譲案内書を示す場所並びに問合せ先

柏市若柴一六〇番地一 千葉県柏区画整理事務所 電話〇四(七二三四) 一二四七

四 入札及び開札の期間及び場所等

- 入札の期間 令和六年六月二十七日(木曜日)及び二十八日(金曜日)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日の午後五時までとする。

2 入札の場所 千葉県柏区画整理事務所

3 入札書の提出方法 簡易書留による郵送又は本人若しくは代理人の持参によるもの



とする。

4 入札参加上の注意

(一) この入札に参加を希望する者は、七による入札参加の申込みを行い、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。なお、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けていない者は、この入札に参加することができない。

(二) 入札書には、分譲案内書による所定の入札保証金提出書に、五による入札保証金に係る納付書兼領収書を貼り付けたものを添付すること。  
開札の日時及び場所 次のとおりとする。

物件番号	日 時	場 所
1	令和六年七月一日(月曜日)午前九時三十分	千葉県柏区画整理事務所一階会議室
2	令和六年七月一日(月曜日)午前十時	
3	令和六年七月一日(月曜日)午前十時三十分	
4	令和六年七月一日(月曜日)午前十一時	

5 入札保証金

納付するものとし、その額は、見積金額の百分の五以上とする。

6 入札の無効

規則第十一条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 入札参加の申込期間、受付場所及び申込方法

1 申込期間 令和六年五月二十二日(水曜日)から二十四日(金曜日)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

2 受付場所 千葉県柏区画整理事務所

3 申込方法 事前に三の間合せ先に電話で連絡の上、分譲案内書による所定の書類を本人又は代理人が持参して行うものとする。

8 その他

1 代金の支払方法 売買契約の締結日までに、契約保証金として売買代金の百分の十以上を納付し、売買代金と契約保証金との差額を同日から起算して六十日以内に、県が発行する納入通知書により支払うものとする。

2 その他 詳細は、分譲案内書による。

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和6年3月26日

千葉県知事 熊谷俊人

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続  
⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項  
⑩住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務 ⑪千葉県総務部市町村課 千葉県中央区市場町1番1号 ⑫令和5年4月1日 ⑬地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地 ⑭81,627,268円 ⑮随意契約 ⑯地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和6年3月26日

千葉県立中央図書館長 宇井野 哲 男

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続  
⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項  
⑩千葉県立図書館資料ICタグ貼付業務委託 ⑪千葉県立中央図書館 千葉市中央区市場町11番1号 ⑫令和6年2月8日 ⑬株式会社ソノエール 東京都新宿区西新宿一丁目24番1号 ⑭77,638,000円 ⑮一般競争入札 ⑯令和5年12月5日

購読料

本号

一部

三〇円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八